



2021年3月29日

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、本日開催の取締役会において、2021年6月に開催予定の第97期定時株主総会で関連する定款変更議案が承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の目的

当行は、「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」を基本理念に掲げ、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

地域金融機関を取り巻く環境は、引き続き厳しい経営環境が見込まれるなか、当行といたしましては、取締役会における中長期的な経営方針・経営戦略の議論をより充実させるとともに、取締役会の監督機能を強化することが必要であると認識しております。

こうしたことを踏まえ、今般、当行は、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。

2. 移行の時期

2021年6月開催予定の第97期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、「監査等委員会設置会社」へ移行する予定です。

3. その他

定款の変更内容等の詳細につきましては、今後決定次第、速やかに開示いたします。

以上